

米の農産物検査等に関する意見(案)

平成 18 年 11 月 10 日
米の農産物検査等検討会

I 米の農産物検査等検討会について

1 趣旨

- (1) 米の検査・表示制度については、平成14年10月、米の表示等についての検討会報告「米の表示・検査制度の見直しの方向」が取りまとめられており、この中で、不可避免的に生じる意図せざる混入の水準を検証の上、一定の許容範囲を設定・表示すること等の必要性が指摘されている。
- (2) 農林水産省が、平成16年産米及び17年産米の農産物検査の品種証明についてDNA分析による品種判別調査を実施したところ、各々98.1%、99.2%は品種証明とDNA分析結果が一致したものの、残りは異品種の混入が認められた。
- (3) これらを踏まえ、「米の農産物検査等検討会」においては、米の農産物検査における異品種混入限度の設定の是非、これに関連する米の表示等について検討した。

2 検討経緯

- 第1回(10月6日) 米の農産物検査等についての意見交換
第2回(11月10日) 米の農産物検査等の見直しについての論点整理

3 委員

座長 大泉 一貫	宮城大学 事業構想学部教授
小笠原 荘一	日本チェーンストア協会 常務理事
神田 敏子	全国消費者団体連絡会 事務局長
長谷部 喜通	日本米穀小売商業組合連合会 理事長
原 勝	全国農業協同組合連合会 米穀部長
佛田 利弘	株式会社ぶった農産 代表取締役
古橋 政弘	全国米穀販売事業協同組合 常務理事
山口 勝朗	財団法人全国瑞穂食糧検査協会 理事長
山根 香織	主婦連合会 副会長

Ⅱ 農産物検査等に関する意見

I) 農産物検査の見直しの方向

1 産地品種銘柄の判定方法

現行の農産物検査員の目視を基本とする産地品種銘柄の判定によって、16 年産米で 98.1 %、17 年産米で 99.2 %のものがDNA分析結果と一致しており、この手法を評価すべきであるとの意見があった。

また、鑑定に要する時間、コスト等を考えると、産地品種銘柄判定は、今後とも農産物検査員の目視が基本となるとの意見で一致した。

2 異品種混入限度の設定

(1) 異品種混入限度の設定の是非

異品種混入限度については、

- ① 異品種混入は、稲作の生産実態からみて、不可避免的に発生するものであること
- ② 意図的でないが不注意や不十分な管理による異品種混入が存在する現状からみて、異品種混入の抑止策として機能すると考えられることから、設定すべきであるとの意見の一致をみた。

また、異品種混入限度を設ける場合であっても、意図的な混入は、限度水準以内のものであっても容認されるものでないことを明示すべきであるとの意見があった。

(2) 異品種混入の限度水準

- ① 異品種混入限度を設けることとした場合、
 - ア 稲作生産における不可避免的な異品種混入の程度（4 %）
 - イ 米の検査規格の品位項目における異種穀粒及び異物の混入限度（3 等の異種穀粒及び異物で3.3 %）
 - ウ DNA分析の精度（定量分析は25粒法が一般的で、分析結果は4 %きざみとなる）
 - エ 他の意図せざる混入限度
 - オ 混入水準による食味への影響
 - カ 意図的な混入を誘発しない水準等を考慮すべきとの意見があり、これらを踏まえた混入限度水準としては、4 乃至5 %程度が妥当との意見が多数を占めた。
- ② また、今後とも農産物検査は目視判定が基本となることを踏まえ、
 - ア 目視で異品種混入が確認されるのは、一定程度以上の混入がある場合であること
 - イ 農産物検査規格として異品種混入限度を設定しても、目視では%単位での混入率の判定を行うことは困難であることから、目視判定の基準としては現行どおり「異品種混入が認められないこと」とし、DNA分析を用いたモニタリングや検証による基準として異品種混入限度を設けるべきとの意見があった。

(3) さらに、異品種混入限度の運用に当たっては、

- ① 軽度の過失による異品種混入限度超過の場合には、生産者に対し過度に厳格な措置とならないよう配慮すべきとの意見
- ② 異品種混入の実態や必要な防止措置についての情報提供により、個々の関係者が防止に責任を持つようにすべきとの意見
- ③ 目視判定により銘柄証明された米について、設定水準を超える混入が確認された場合、適切なクレーム処理が図られるよう措置すべきとの意見があった。

Ⅱ) 農産物検査の見直しに関連する意見

1 単一銘柄米の表示

(1) 米の農産物検査証明のDNA分析による品種判別調査により、産地段階での異品種混入が確認されていることから、単一銘柄米の使用割合について現行のJAS法に基づく「100%」表示自体、そもそも困難であるとする意見があった。

(2) また、農産物検査において、仮に異品種の混入限度を設定した場合、例えば「単一銘柄使用」、「単一原料米」のような表現にすべきとの意見があった。

さらに、米の表示における異品種混入の問題は、生産段階のみでなく、精米工程でも不可避免的に発生し得ることについて考慮すべきとの意見があった。

2 ブレンド米の表示

(1) ブレンド米は、食味の割に価格が安いことが消費者の主な選択理由となっており、管理コストや表示コストがブレンド米普及の阻害要因となることは、好ましくないとの意見があった。

(2) JAS法に基づくブレンド米の表示に関して、

① 原料玄米の使用割合の○%の表示に代えて○割といった表示にすべきとの意見

② 使用割合は表示せず、加工食品の表示と同様、原料玄米の使用割合の多い順に表示すべきとの意見
があった。

3 米の表示の真正性を確保するための第三者による認証

(1) 米は、玄米による規格取引が一般的であり、大宗の米が農産物検査を受検していることにかんがみれば、第三者による認証の方法として農産物検査を用いることが合理的とする意見が多数を占めた。

(2) その一方で、米の表示のために農産物検査の産地品種銘柄が多数に達しており、生産者や登録検査機関の負担の増嵩を招いている実態があり、農産物検査と同等の信頼性が確保されるものは、米の表示の根拠として認めるべきではないかとの意見があった。

この場合、

① 種子証明（都道府県による証明）を受けた種子を用いて生産された米については、種子証明が根拠となるのではないかと

② DNA分析については、分析機関による分析が普及するなど広く認識されており、これを根拠とできるのではないかと
との意見があった。

これに対して、

① 種子証明については、複数品種の作付を行う生産者の異品種混入の事例もあることから、これを表示の根拠とすることは困難であるとする意見があった。

- ② また、DNA分析については、
- ア 分析機関によって精度が異なる恐れがあり、第三者による認証の方法として定めるには更に検討する必要があるとする意見がある一方、
 - イ 異品種混入限度水準によっては、これを根拠とすることは可能であるとする意見があった。